

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公害防止用設備に係る特例措置の延長
2	対象税目	(所得税:外・法人税:義)(国税12) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 公害防止用設備(テトラクロロエチレン溶剤を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機)に係る特例措置 《関係条項》 ・租税特別措置法第11条、第43条、第68条の16 ・租税特別措置法施行令第5条の8、第28条、第39条の49 ・租税特別措置法第11条第1項及び第43条第1項の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を指定する件
4	担当部局	医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成25年度～30年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度 平成5年 平成9年度税制改正 2年間延長 平成11年度税制改正 2年間延長 平成13年度税制改正 1年間延長 平成14年度税制改正 2年間延長 平成16年度税制改正 2年間延長 平成18年度税制改正 1年間延長 平成19年度税制改正 2年間延長 平成21年度税制改正 2年間延長 平成23年度税制改正 1年間延長 平成24年度税制改正 2年間延長 平成26年度税制改正 2年間延長 平成28年度税制改正 1年間延長
7	適用又は延長期間	2年間(平成29年度～平成30年度)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 クリーニング業において、環境面から望ましい活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の導入(買替えを含む。)促進を図り、もって公害防止対策の円滑な推進を図る。 《政策目的の根拠》 大気汚染防止法施行令附則第3項、土壤汚染対策法施行令第1条第14号
		② 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、推進を図ること

		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>健康被害及び環境汚染の防止のため、テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤に係る活性炭吸着回収装置の導入割合を前年度より引き上げる。</p> <p>(直近3回の調査時点での導入割合)</p> <p>平成 22 年度 68.7%</p> <p>平成 24 年度 73.0%</p> <p>平成 26 年度 75.2%</p>																																			
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>テトラクロロエチレンについては危険有害性(蒸気を吸入すると急性中毒を起こすほか、哺乳動物に対する発がん性を有している)があるため、健康被害及び環境保全の防止の観点から、全てのドライクリーニング機に活性炭吸着回収装置の導入を促進していくことが必要であるが、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者であり、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資(活性炭吸着回収装置の取得)については消極的になりがちであることから、租税特別措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となり、環境基準を満たす施設数の増加に寄与する。今後も、本措置活用により、公害防止用設備の取得を通じた負の外部性(健康被害・環境汚染)の解消に寄与。</p>																																			
9	有効性等	① 適用数等	<p>テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(出荷台数)</th> <th>(適用台数)</th> <th>(設備取得額)</th> <th>(損金売上額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>58 台</td> <td>14 台</td> <td>75,024 万円</td> <td>6,002 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>37 台</td> <td>9 台</td> <td>48,453 万円</td> <td>3,876 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>33 台</td> <td>8 台</td> <td>42,201 万円</td> <td>3,376 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>43 台</td> <td>11 台</td> <td>54,705 万円</td> <td>4,376 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>43 台</td> <td>11 台</td> <td>54,705 万円</td> <td>4,376 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>43 台</td> <td>11 台</td> <td>54,705 万円</td> <td>4,376 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度～27 年度については、一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会「機械出荷統計」による出荷台数からテトラクロロエチレン溶剤に対応するドライクリーニング機に占める割合(82.5%)の出荷台数を算出し、黒字企業割合(約 30%)を乗じた推計値を算出。 平成 28～30 年度については、過去3カ年の実績から推計値を算出。 		(出荷台数)	(適用台数)	(設備取得額)	(損金売上額)	平成 25 年度	58 台	14 台	75,024 万円	6,002 万円	平成 26 年度	37 台	9 台	48,453 万円	3,876 万円	平成 27 年度	33 台	8 台	42,201 万円	3,376 万円	平成 28 年度	43 台	11 台	54,705 万円	4,376 万円	平成 29 年度	43 台	11 台	54,705 万円	4,376 万円	平成 30 年度	43 台	11 台	54,705 万円	4,376 万円
	(出荷台数)	(適用台数)	(設備取得額)	(損金売上額)																																		
平成 25 年度	58 台	14 台	75,024 万円	6,002 万円																																		
平成 26 年度	37 台	9 台	48,453 万円	3,876 万円																																		
平成 27 年度	33 台	8 台	42,201 万円	3,376 万円																																		
平成 28 年度	43 台	11 台	54,705 万円	4,376 万円																																		
平成 29 年度	43 台	11 台	54,705 万円	4,376 万円																																		
平成 30 年度	43 台	11 台	54,705 万円	4,376 万円																																		
		② 減収額	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>14 台</td> <td>342 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>9 台</td> <td>221 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>8 台</td> <td>192 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>11 台</td> <td>249 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>11 台</td> <td>249 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>11 台</td> <td>249 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人日本産業機械工業会業務用洗濯機部会「機械出荷統計」による出荷台数からテトラクロロエチレン溶剤に対応するドライクリーニング機に占める割合(82.5%)の出荷台数を算出し、黒字企業割合(約 30%)を乗じた推計値を算出。 平成 28～30 年度については、過去3カ年の実績から推計値を算出。 	平成 25 年度	14 台	342 万円	平成 26 年度	9 台	221 万円	平成 27 年度	8 台	192 万円	平成 28 年度	11 台	249 万円	平成 29 年度	11 台	249 万円	平成 30 年度	11 台	249 万円																	
平成 25 年度	14 台	342 万円																																				
平成 26 年度	9 台	221 万円																																				
平成 27 年度	8 台	192 万円																																				
平成 28 年度	11 台	249 万円																																				
平成 29 年度	11 台	249 万円																																				
平成 30 年度	11 台	249 万円																																				

		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者である上に依然として厳しい経営環境が続いている中、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資(指定物質等回収設備を含むドライクリーニング機の取得)については消極的になりがちであることから、引き続き、本税制措置を講ずることに有効性はある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>テトラクロロエチレンについては危険有害性(蒸気を吸入すると急性中毒を起こすほか、哺乳動物に対する発がん性を有している)があるため、健康被害及び環境保全の観点から、全てのドライクリーニング機に活性炭吸着回収装置の導入を促進していくことが必要であるが、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者であり、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資(活性炭吸着回収装置の取得)については消極的になりがちであることから、租税特別措置法の特例措置により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することが可能となり、環境基準を満たす施設数の増加に寄与する。今後も、本措置活用により、公害防止用設備の取得を通じた負の外部性(健康被害・環境汚染)の解消に寄与。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>クリーニング業は国民生活と極めて密着し、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。</p> <p>一方、その営業の大半の経営基盤が脆弱であり、健康被害や環境汚染といった外部不経済への対策など、直接的に利益に結びつかない設備投資(テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機の取得)に関する資金的余力がない状況にある。</p> <p>したがって、引き続き本政策税制により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することは妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	類似する他の支援措置は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成27年8月